

行政常任委員会

令和 5 年 9 月 2 1 日（木）

午前 1 0 時 2 3 分 開 会

○南委員長　それでは、本日の行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席者は、病気のため村田幸隆委員、出産のため中里沙也加委員でございます。

それでは、議案第 4 9 号、令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についての説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長　尾鷲総合病院でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 4 9 号、令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の 1、2 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款病院事業収益の予算額 4 4 億 6, 2 3 1 万 3, 0 0 0 円に対し決算額は 4 6 億 4, 8 3 5 万 7, 9 1 3 円で、予算額に比べ 1 億 8, 6 0 4 万 4, 9 1 3 円の増でございます。

内訳としましては、第 1 項医業収益、予算額 2 7 億 6, 9 7 5 万 2, 0 0 0 円に対し決算額は 2 7 億 5, 2 4 4 万 4, 3 3 9 円で、予算額に比べ 1, 7 3 0 万 7, 6 6 1 円の減でございます。

第 2 項医業外収益は、予算額 1 6 億 9, 2 4 6 万 1, 0 0 0 円に対し決算額は 1 8 億 9, 5 7 4 万 2, 9 1 4 円で、予算額に比べ 2 億 3 2 8 万 1, 9 1 4 円の増でございます。

第 3 項特別利益、予算額 1 0 万円に対し決算額は 1 7 万 6, 6 0 0 円で、予算額に比べ 7 万 6 6 0 円の増でございます。

次に、支出では、第 1 款病院事業費用の予算額 4 1 億 4, 5 7 0 万 4, 0 0 0 円に対し決算額は 4 0 億 8, 3 7 8 万 5, 6 5 8 円で、不用額は 6, 1 9 1 万 8, 3 4 2 円でございます。

内訳は、第 1 項医業費用、予算額 4 0 億 2, 7 4 3 万 6, 0 0 0 円に対し決算額は 3 9 億 6, 6 4 8 万 6 8 4 円で、不用額は 6, 0 9 5 万 5, 3 1 6 円で、このうちの主なものが、給与費の 4, 4 1 7 万 3, 0 0 0 円でございます。

第2項医業外費用は、予算額1億1,776万8,000円に対し決算額は1億1,695万8,974円で、不用額は80万9,026円。

第3項特別損失は、予算額50万円に対し決算額は34万6,000円で、不用額は15万4,000円でございます。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入におきましては、予算額5億911万2,000円に対し決算額は5億1,151万円で、予算額に比べて239万8,000円の増でございます。

内訳としまして、第1項企業債予算額2億7,740万円、第2項負担金予算額2億3,171万円に対し決算額はいずれも同額でございます。

第3項投資返還金は、決算額240万円で、第4項寄附金は決算額0円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の予算額6億7,379万2,000円に対し決算額は6億6,370万1,011円で、不用額は1,009万989円でございます。

内訳は、第1項建設改良費、予算額2億8,249万6,000円に対し決算額は2億7,870万5,900円で、不用額は379万100円。

第2項企業債償還金は、予算額3億8,349万6,000円に対し決算額は3億8,349万5,111円。

第3項投資は、予算額780万円に対し決算額は就学資金貸付金の150万円で、不用額は630万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出に不足する額1億5,219万1,011円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万6,637円及び過年度分損益勘定留保資金1億5,141万4,374円で補填いたしました。

次の5ページ、6ページを御覧ください。

病院事業会計の損益計算書でございます。

医業収益は、入院収益ほか記載のとおりで、医業収益合計は27億4,527万534円でございます。

医業費用は、給与費23億2,613万1,056円のほか、材料費、経費、減価償却費等記載のとおりで、医業収益からこの医業費用の合計38億9,928万8,943円を差し引いた医業損失は、11億5,401万8,409円でございます。

次に、医業外収益でございますが、負担金2億3,766万1,000円、補助金

14億393万3,182円で、この補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金が13億5,336万4,000円でございます。長期前受金戻入は2億3,313万5,741円で、医療外収益の合計は18億9,444万2,744円でございます。

医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費3,363万4,764円ほか雑支出で、医業外費用の合計は1億7,712万4,602円で、医業外収益から医業外費用を差し引いた収支は17億1,731万8,142円となり、医業損失を差し引いた経常利益は5億6,329万9,733円でございます。

次のページの特別利益は、過年度損益修正益17万660円、特別損失は34万6,000円で、特別利益から特別損失を差し引いた収支はマイナス17万5,340円です。

経常利益に特別利益と特別損失を加味した当年度純利益は5億6,312万4,393円で、これに前年度繰越欠損金12億6,322万1,226円を加えた当年度未処理欠損金は7億9万6,833円となり、この額を翌年度に繰越しするものでございます。

次の7ページ、8ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明させていただきます。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円です。

資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金は、前年度末残高と同額の記載のとおりでございます。その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,216万6,000円により、当年度末残高は26億3,319万6,421円で、これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は28億4,974万6,245円で、利益剰余金は、当年度純利益5億6,312万4,393円より、当年度末残高はマイナス7億9万6,833円でございます。

次に、下段の欠損金処理計算書につきましては、当年度処分額はございませんので、処分後残高は資本金が2億85万6,095円、資本剰余金が28億4,974万6,245円、未処理欠損金がマイナス7億9万6,833円でございます。

次に、9ページから11ページの貸借対照表について御説明をいたします。

まず、資産の部ですが、固定資産の有形固定資産、イの土地からトの建設仮勘定までの資産額合計91億6,317万5,808円から、減価償却の累計額の合計の59億5,465万9,236円を差し引いた有形固定資産合計は32億851万6,572円でございます。

無形固定資産は、電話加入権、その他無形固定資産で、合計327万9,200円。

投資その他の資産は、学資貸与金の450万円のほか、合計455万2,660円で、これら固定資産合計は32億1,634万8,432円でございます。

流動資産につきましては、現金預金9億4,954万2,878円、未収金は、14億7,929万4,090円から貸倒引当金563万5,518円を差し引いた14億7,365万8,572円、貯蔵品は3,869万5,503円で、流動資産合計は24億6,189万6,953円でございます。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は56億7,824万5,385円でございます。

次に、10ページの負債の部でございます。

固定負債の企業債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債16億2,082万6,770円、その他の企業債3,082万3,000円で、企業債合計は16億5,164万9,770円で、令和6年度以降に償還予定の企業債元金でございます。

引当金、退職給付引当金は6億2,987万1,534円で、固定負債合計は22億8,152万1,304円でございます。

流動負債の一時借入金はございません。

企業債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債5億1,893万5,649円とその他企業債563万2,000円で、令和5年度に償還予定の企業債元金でございます。

未払金は1億7,756万5,899円でございます。

引当金は、賞与引当金1億1,127万4,838円及び法定福利費引当金1,985万9,052円で、引当金合計は1億3,113万3,890円です。

その他流動負債は1,316万9,074円で、流動負債合計は8億4,643万6,512円でございます。

繰延収益につきましては、長期前受金37億9,710万586円から収益化累計額35億9,731万8,524円を差し引いた1億9,978万2,062円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は33億2,773万9,878円でございます。

11ページを御覧ください。

資本の部でございます。

資本金は2億85万6,095円です。

剰余金の資本剰余金は、受贈財産評価額3,130万9,412円、寄附金1,827万6,650円、国県補助金1億6,696万3,762円、その他資本剰余金26億3,319万6,421円を合計した28億4,974万6,245円でございます。

欠損金につきましては、当年度未処理欠損金と同額の7億9万6,833円となり、これを資本剰余金から差し引いた21億4,964万9,412円が剰余金合計でございます。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は23億5,050万5,507円。負債と合わせた負債資本合計は56億7,824万5,385円で、先ほど資産の部で御説明させていただきました資産合計額と同額でございます。

次に、12ページを御覧ください。

今回の決算及び財務諸表作成に当たっての会計処理の基準及び手続を記載しております。

主なものについて御説明をさせていただきますが、重要な会計方針に係る事項に関する注記につきましては、資産の評価基準及び評価方法として、貯蔵品は先入れ先出し法による原価法を適用しております。

固定資産の減価償却の方法としては、有形固定資産は定額法を適用しております。

引当金の計上方法として、退職金給付引当金は、職員の退職手当の支給に備えるため、毎事業年度末における退職手当の要支給額に相当する額を計上するものでございます。

なお、当事業においては平成25年度末までの引き当てがないことから、地方公営企業法施行規則の附則第五条第1項に基づき、平成26年度初日の要支給額を平成26年度から15年間で分割を計上しております。

平成26年度初日の要支給額が11億1,209万1,171円であるため、平成26年度から令和9年度までは1年当たり7,413万9,412円を引き当て、令和10年度は7,413万9,403円を引き当ていたします。

賞与引当金及び法定福利費引当金は職員の期末・勤勉手当の支給及び法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上しております。

次に、13ページを御覧ください。

貸倒引当金は、債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回

収不能見込額を計上しております。

5のその他の会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項としては、消費税及び地方消費税の会計処理については、予算は税込処理、財務諸表は税抜処理としております。

貸借対照表等に関する注記につきましては、企業債の償還に係る他会計の負担は、貸借対照表に計上されている企業債のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1億9,505万1,000円でございます。

引当金の取崩しは、退職給付引当金として8,360万1,770円、賞与引当金として1億649万5,220円、法定福利費引当金として2,089万1,210円、貸倒引当金として30万8,493円をそれぞれ取り崩しております。

以上が令和4年度尾鷲市病院事業会計の決算説明でございます。

続きまして、14ページ以降の決算附属書類でございますが、15ページを御覧ください。

15ページの経営指標に関する事項では、経営の概況とともに経常収支比率、修正医業収支比率、病床利用率について、過去5年間の指標の推移を記載しております。表に記載のとおり、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症患者受入れ空床確保による補助金収入により経常黒字となっておりますが、患者数が大幅に減少し、病床利用率は40.66%となっております。

令和5年度は医師数の増加もあり、病床利用率につきましては増えつつありますけれども、コロナ禍前の状態まで回復することは難しく、経営強化プランを作成した上で、安定した経営を目指したいというふうに考えております。

次に、19ページを御覧ください。少し飛びます。通知をさせていただきます。

業務1の業務量でございます。

稼働状況でございますが、入院延べ患者数は前年度に比べ9,491人減の3万7,842人、外来延べ患者数は前年度に比べ2,025人減の8万3,661人で、前年度に引き続きコロナ禍の影響が出ているものと考えております。

20、21ページには、診療科別の患者取扱状況を記載しておりますので、また御参照をください。

次に、22ページを御覧ください。少し飛びます。

事業収入に関する事項でございます。

事業収入の合計は、合計が一番下の段になりますが、46億3,988万3,938円で、前年度に比べ4億6,395万9,056円の減でございますが、この理由

といたしましては、入院収益と外来収益の減によるものが主なものでございます。

次ページの事業費に関する事項でございますが、事業費の合計は、一番下になります、40億7,675万9,545円で、前年度に比べ5,854万4,066円の増でございます。

この増額の主な理由としては、前年度に比べ、患者数の減等により、材料費につきましては5,668万860円の減となっておりますが、応援医師の派遣に伴う給与費等の増額、また、リニアック及び電子カルテの償却が開始されたことにより、減価償却費が増となったことなどによるものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

重要契約の要旨でございます。

医療機器等の購入につきましては、磁気共鳴画像診断撮影装置や汎用人工呼吸器などの購入、更新など記載のとおりでございます。

委託契約につきましては、給食業務委託ほか記載のとおりで、例年の委託業務でございます。

次、27ページを御覧ください。

企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債は、前年度末残高22億8,231万2,530円、本年度借入高2億7,740万円、本年度償還高3億8,349万5,111円、本年度末残高は21億7,621万7,419円で、前年度と比べ1億609万5,111円の減となっております。

次に、3の現金・預金保管に関する事項でございますが、百五銀行尾鷲支店に、普通預金9億4,639万2,878円、同じく普通預金300万円、病院総務課に時間外等の会計窓口釣銭用の現金15万円で、合計9億4,954万2,878円でございます。この金額は、9ページの貸借対照表流動資産の現金預金額と一致をしております。

28ページを御覧ください。

未収金の明細書でございますが、医業未収金4億5,352万3,379円、医業外未収金10億2,476万711円、その他未収金101万円で、合計14億7,929万4,090円でございます。

下段の貯蔵品の薬品は1,418万531円、診療材料は2,451万4,972円で、合計3,869万5,503円。前年度と比べて42万6,915円の増でございます。

6の未払金につきましては、医業未払金1億7,356万8,348円、医業外未払金278万7,551円、その他未払金121万円で、合計1億7,756万5,899円でございます。

その他につきましては、一般会計負担金等の充当先を記載しております。

次に、30、31ページを御覧ください。

キャッシュ・フローの計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが1億2,555万1,965円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2,384万4,373円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億609万5,111円となり、本年度は、前年度と比較して438万7,519円の減でございます。

資金期末残高は9億4,954万2,878円で、貸借対照表、流動資産の現金預金と一致しております。

32ページから38ページまでにごさいました収益費用と資本的収支明細書を記載しており、また、39ページには固定資産明細書、40ページには企業債明細書で、令和4年度に発行したものは40ページの令和4年度に発行した表の一番下の3件が、令和4年度に発行したものでございます。

決算書の説明につきましては以上でございます。

引き続き、総務課長から、資料にて詳細を説明させていただきます。

○高濱総合病院総務課長　それではお手元の資料の1ページをお願いします。

令和4年度の入院の診療科別の診療報酬でございます。変動の大きい主な診療科のみ説明させていただきます。

まず、内科であります。令和4年度は、3年度に比べ5,056人の減少で、約1億8,300万円の減額となりました。減額の要因といたしましては、内科の常勤医師数の減少に伴うものと考えております。

5行目の整形外科につきましては5,056人の減少で、約2億1,390万円の減額となっており、こちらも常勤医師数が2名から1名になったことにより、手術件数等が減少したことが主な要因と考えております。

産婦人科におきましては454人の増となり、約1,680万円の増額となっております。産婦人科におきましては、常勤医師数が1名から2名となったことにより、帝王切開等、分娩等を他院に紹介することなく当院で分娩できるようになったことが、このような結果になったと考えております。

下段の表をお願いします。

それで全て集計しまして、入院収益全体で3年度に比べ一般病床で6,917人の減で、3億2,804万7,810円の減額、療養病床の地域包括ケア病棟で2,574人の減で、5,599万9,548円の減額となり、合計で3億8,404万7,358円の入院収益の減額となりました。

2ページを御覧ください。

こちらは、外来の診療科別の診療報酬の前年度比較となります。こちらにも変動の大きい主な診療科のみ説明させていただきます。

まず、内科におきまして、2,209人の減に伴って、約4,960万円の減額となっております。常勤医師数の減により、外来患者数も入院患者数同様に減少しておりますが、外来に関しましては、ほぼ毎日、非常勤の医師に応援に来ていただき、入院患者ほど減少させずに済んだと思っております。

3行目の外科におきましては、139人の減に伴って、約900万円の減額となっております。

5行目の整形外科におきましても、内科同様に、常勤医師数の減によって1,539人の減で、約1,760万円の減額となりましたが、こちらにも内科同様に、ほぼ毎日、非常勤の先生に来ていただいて、入院患者数ほど減額をさせずに済んだと考えております。

一番下の通所リハビリテーションにおきましては、令和3年7月から開始したところですが、整形外科の外来に集計しておりましたが、介護報酬のために、令和4年度から単独で計上するようにいたしました。1,313人で約500万の収益となっております。

3ページをお願いします。

こちらは、医療機器と施設・設備の修繕の前年との比較表でございます。

上段の医療機器修繕は、御覧のように、50万以上で、X線TVシステムの修繕のほか5件と、50万未満の修繕でも増額になり、全体で600万ほど増額となっております。

下段の施設・設備関係の修繕費におきましては、吸収式冷温水発生機冷却水系チューブ及びキャンドポンプの交換修繕の1,220万円や50万未満の修繕で、約280万円の増額となっておりますが、全体で約250万円の減額となっております。医療機器の修繕と合わせて約330万の増額となっております。

4ページのほうをお願いします。

こちらは、賃借の内訳となります。

駐車場、その他は前年同額、寝具患者衣布団等は、入院患者数の減少に伴って約90万円の減額。

医師住宅の家賃は、42万円の増額は、10月に突然というか、想定外で赴任した放射線科の医師の分を借り上げたものでございます。

在宅酸素賃借料は、医療機器の賃借に予算を組み替えたため、皆減となっております。医療機器の賃借の増減は、在宅酸素賃借料を組み替えたもの以外では、下から5段目の移動式MRIの賃借685万円で、増額の主な要因となっております。

その他賃借はほぼ同額で、賃借料全体で約670万円の増額となっております。

5ページをお願いします。

こちらは、委託料の内訳でございます。金額の大きい主なものを説明いたします。

医療事務委託の増額は、契約内容は同様であります。人件費相当の値上げが要因となっております。

院内業務委託の一般・産廃処理業務は、新型コロナウイルス感染症による感染性廃棄物の増額によるものでございます。院内清掃業務、警備業務委託は、新契約に伴いまして増額となっておりますが、契約内容はほぼ同様で、人件費相当の値上げによるものでございます。給食業務委託は、入院患者の減少に伴う実績の減額でございます。そのほかは、御覧のとおりとなっております。

続きまして、医療機器の保守委託につきましては、MRI装置の保守は、4年度は新規購入によって購入時1年間メーカー保証となるため、保守費用は発生しておりません。そのほかは、御覧のとおりとなっております。

次ページをお願いします。

建設設備保守については、ほぼ同額でございます。

コンピューター保守についても、御覧のとおりとなっております。

その他委託では、給食材料委託も入院患者数の減に伴って、委託金額も減少しております。

委託料全体で約1,170万円の減額となっております。

7ページ、お願いします。

こちらは、決算書9ページの貸借対照表、2、流動資産（貯蔵品）の内訳となります。薬品の在庫が薬品倉庫、検査室倉庫、検査室、病棟ほかで1,418万531円分で、診療材料がSPD倉庫、病棟ほかで2,451万4,972円となっております。

8ページのほうをお願いします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症関係の補助金でございます。

補助対象は、新型コロナウイルスの陽性患者の受入れ病院としての確保病床とそれに伴う休止病床に対しての補助金であり、令和4年度は、単価7万1,000円のベッドが1万7,884床で12億6,976万4,000円、単価5万円のベッドが1,672床で8,360万円で、合わせて13億5,336万4,000円となりました。

9ページ、お願いします。

こちらは、リニアックの稼働状況と収支状況になります。

まず、上段の患者実績であります。

稼働開始時は、医師、技師等から少なめで開始したいという希望によって、4月は1.95、5月は2.42件となっておりますが、その後も、目標の10.8に到達することなく、年度平均で4.14件という結果になりました。

その実績に伴って、下段の表の収支状況であります。令和4年度では、収益で1,639万8,000円を見込み、費用では8,622万2,000円となっております。

計上方法といたしましては、下にも書いてございますが、入院収益は入院基本料のみ、ほかのいろんな処置の加算とか、もし抗がん剤治療したときのそういう処置代とかは計上せずに、入院基本料のみを計上しております。照射に係る収益は、外来収益のほうに計上させていただきました。

5年度のほうも、見込みなんです。10.8件は厳しく、8月までの実績を基に5年度は見込んでおります。6年度以降は、目標の10.8件を見込んで、収支状況として掲載しております。

10ページを御覧ください。

こちらは、尾鷲市債権管理に関する条例に基づいて債権放棄したものを尾鷲市債権の管理に関する条例施行規則第7条の規定に基づき報告するものでございます。

7人分の27件、30万8,493円を債権放棄するもので、同条例の第12条の規定により、毎年、債権放棄を行い、債権放棄したものの金額を不納欠損と処理したものでございます。生活困窮状態で資力回復困難によるものが24件で、30万6,863円、履行させることが困難または不適當であるものが3件、1,630円あります。

合計金額は、決算書13ページの貸倒引当金の取崩額として表記しております。

以上で、議案第49号に係る尾鷲総合病院の説明は以上となります。よろしく御

審議のほど、お願いします。

○南委員長 ありがとうございます。

以上が病院の令和4年度の決算の報告でございます。

御質疑、御意見のある方。

○小川委員 参考資料の2ページ、お願いします。

先ほど常勤医師の減によるという、外来が減っていくの、2,000人ぐらい減っていますよね。これなんですけれども、今、去年もそうだと思うんですけど、高熱の方の救急とか、断っていますよね、受け付けられないというの。こういうのが原因じゃないんでしょうか。どうでしょうか。

○南委員長 総務課長。

○小川委員 ちょっといいですか。

もし、制度でそういうふうになっているんだったら、また説明いただけますか。

○高濱総合病院総務課長 発熱等を救急で断っているというのは、実際にはそうなんですけど、救急を断っているということによって、特に前年度は常勤医師が不足したこともあり、7月は去年、救急を約10日間止めたこともあって、患者数に、外来患者数が影響したとは、影響もあるとは思っております。

ただ、発熱を断っているということに関しましては、小川委員さんのほうから制度の説明をとということなんですけど、尾鷲総合病院は、24時間365日の救急医療の体制を整えております。ただし、この救急医療は、三重県からの救急告示病院として指定されていまして、二次救急の救急指定病院となっております。

救急というのは、一次、二次、三次というものがあまして、尾鷲総合病院が、一次、二次、三次の中の二次ということになります。二次救急というものは、じゃ、何かというと、入院を要する救急が二次救急ということになります。

ですので、発熱等の軽微な救急に関しましては、一次救急の尾鷲市と紀北医師会さんが委託契約を結んでいますけど、発熱等は一次救急になる分野が多いので、できればかかりつけ医という紹介はさせていただいておと思います。

ですので、断っていると言われれば断っているということになるんですけど、うちとしましては、発熱等であればしばらく様子見ていただいて、もし食事等が取れない場合は入院が必要かもしれませんが、しばらく様子を見ていただいて、解熱するのか発熱が続くのかを見ていただいて、発熱のみならばかかりつけ医、もしくは初期救急の開業医の先生方のほうで、尾鷲総合病院としては入院を要する二次救急に徹したいというのが、そういったことになっております。

ただ、患者さんにとっては、多分命に関わることなので、私は一次救急なのか、二次救急なのか、三次救急なのかということは、患者さん自身は自分で判断することが難しいと思います。ですので、事前に、救急にかかるときには連絡をくださいと、こちらで聞き取りをさせてもらって御案内をさせてもらうということで、断っていると言えば断っているんですが、その指示の下でさせていただいております。

○小川委員　　今、説明を聞けば納得はするんですけども、患者さんとしては、今、先ほど軽微なと言われましたけれども、40度の熱があっても断られたということで、何のための病院なんだという苦情を三つぐらいいただきました、3件ぐらい。丁寧に説明してくれるといいんですけど、受付できませんよという、外来で来てくださって、ただ断られるだけでは、総合病院の評判も落とすんじゃないかと思うので、丁寧な説明をきっちりしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○竹平総合病院事務長　　おっしゃるとおりで、患者にとっては、やっぱり当然、それが40度も熱があればどうかという話になると思います。ですので、その辺のところはきちんと、電話をいただいたときに、看護師さん、医師の当然指示を下に、患者に対して丁寧な説明に心がけたいと、そういうふうに思います。

○小川委員　　あんまり言いたくないんですけど、総合病院で断られて、紀南病院に行ったという方も見えますので、その辺ちょっと検討していただきたい、そのように思います。

○南委員長　　他にございませんか。

○中村委員　　決算書34ページの経費についてお尋ねしたいんですけども、光熱水道費の1億六百万というのがあるんですけども、これの過去3年分の、そうやから、内訳と月々の一覧表をまた、すみません、出していただきたいんですけども。

○南委員長　　用意できますか。

○高濱総合病院総務課長　　提出ですか。合計額でしたら、今、御説明できますけど。

○中村委員　　これって、医療用と患者用とかというのは分かれていますか。

○高濱総合病院総務課長　　医療用と患者用は分かれています。

○中村委員　　それでは、合算ので出していただきたいと思いますが、1年分しか出ないんですか。

○南委員長　　課長補佐……。出んか。

- 高濱総合病院総務課長 電気水道はありますが、どうさせてもらいましょう。
このまま読み上げてよろしいですか。
- 南委員長 細かいやつ、後でも、資料でも提示してもらったらええんやけど
ね。
それでよろしいですか。お願いしますね。
- 中村委員 いいです。
- 南委員長 よろしいですか。
- 中村委員 あれです、採決までに出していただきたい。
- 南委員長 他にございませんか。
どうぞ、どうぞ。
- 小川委員 資料の6ページ。
- 南委員長 資料の6。
- 小川委員 電子カルテ保守、これ、112万ほど安くなっているんですけど、
これはどういうことなんでしょうか。
- 高濱総合病院総務課長 3年度の4、5、6は更新前の業者の保守で、入れ替
わって安くなっている分とお考えいただければと。
- 小川委員 先日の市民サービス課の説明で、ジェネリックの使用率、病院の場
合、DPCの診療報酬とも関わってくると思うんですけど、市民課のサービスで聞
いたとき、四十何%です、3%か5%って聞いたんですが、病院のほうのジェネリ
ック使用率というのはどうなんでしょうか、今。今というか、4年度と現在と。
- 高濱総合病院総務課長 令和4年度で84.5%、令和3年度では83.4%で
すので、令和2年度も81.2%ですので、年々、ちょっと上昇してはいるかなと
思っております。
- 小川委員 今、数字を聞いてびっくりしたんですけど、厚労省のほうの目標と
いうのは80ぐらいやなかったかと思うんですけど、いかがなんでしょうか。
- 松井総合病院総務課主幹兼係長 以前は80%だったんですけども、現在は
85%から90%を目指してくださいということになっておりまして、尾鷲総合病
院も85%ぐらいに今後なっていく見込みでございます。
- 小川委員 ジェネリックを作っている薬品会社というのは何か事故があって、
薬品不足に陥っていると聞いたんですけど、今後、大丈夫なんでしょうか。
- 松井総合病院総務課主幹兼係長 御指摘のとおり、やはりジェネリックの会社
が、材料の調達とか、いろんな状況によって製造ができないということがあるんで

す。それで、ほかの違うお薬があればいいんですけども、ないところがありまして、そちらのほうでなかなかドクターのほうも、薬剤師のほうも困っている状況があります。

なんですけれども、厚労省のほうとしては、ほかにはない、後発医薬品がない部分については、後発医薬品の率には換算しないでいいですよというような規定もありますので、85%ぐらいはキープできていくのかなと今後思っております。

○中村委員 資料の1ページの入院患者数について、延べというのか、入院日数を掛けたのを教えていただきたいんですけども。

○高濱総合病院総務課長 こちらが、委員さん言われる人数になる、延べになります。ですので、7日入院すれば7に。

○中村委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、ちょっと、私のほうからちょっと二、三、質問させていただきます。

当医院のコロナ禍の影響により、大変、令和元年から始まって1年、2年、3年ということで、もう直接的な医業収支については、今年度、4年度だけでも11億余りのマイナス、3年度においても約6億あたりのマイナス、2年度は4億5,000万ということで、直接、医業収入と収支を引いた場合、もう大変な事態なんですけれども。

恐らく令和5年度も、この数字に似通った数字が明らかに出ると思うんですけども、やはり全般的な話として、病院の経営の大改革というのがもうしていかなことには、今の内部留保金を含めても、2年、3年で僕、食い潰してしまうんじゃないかなというような危惧をいたします。

そういった意味では、当委員会でも、一度、病院を中心に委員会を持つ計画はしておるんですけども、現実として早め早めに手だてせんことには、もう持続可能な病院経営ができないと思うんですね。もう間近にも迫っておる、本当に危機的状況だと思うんですけども。

これはもう全体の決算を見てそうなんですけれども、特に病院のほうでは、そのような持続可能な病院経営についてはどう考えておりますか、過去の決算を見て。

○竹平総合病院事務長 確かに委員御指摘のとおり、令和4年度の稼働率というのは40.66%、そして今、令和5年度の稼働状況を見ますと、大体50%前後

で推移している。当然、収益についてもそういう形になっております。確かにコロナ禍以前のところまでは回復していないというのは、確かに現状としてございます。

ただ、当然のことながら、昨年度以来、医師数を、減った医師数が、医師数の確保をしながら、やっぱり医師数を確保することで、やっぱり医療の体制というものが確立できていけば、それがやっぱり入院収益とかそういったものに返ってきますので、当然、患者数というものにつきましては、きっちりとこれからも推移について注視をしながら、やっぱり安定的な経営というのが大切でございますので、そういったものと地域医療体制の確保と、こういうことについては検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○南委員長　これは市民の最も必要とする命の安全を守ってもらえる唯一の地域病院でございますので、やはり一方では、経営状況が物すごく危惧されるのは、もう僕らよりか病院関係者のほうがもう一番よく分かっておると思うんですね。

そういった意味で、もう本当に大改革を進めないことには克服できないという問題ですので、これからも、特に患者云々の話じゃないんですけど、やはり持続可能な病院経営の在り方というのを、僕は市民とともに情報を開示しながら構築していくべきだと、そのように考えておりますので、ぜひとも病院長をはじめ、病院管理者もそうなんですけれども、そういった方向でいち早く検討を進めて、結果を出すような形を進めていただきたいと強く要請をいたしたいと思っております。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　以上で病院の審査を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩　午前11時09分)

(再開　午前11時23分)

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

最後に、議案第50号、令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての説明をお願いいたします。

○神保水道部長　議案第50号、令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただきます。

初めに、令和4年度決算の業務実績の概要について説明させていただきます。

損益計算上の給水収益は3億8,040万5,798円で、前年度と比較しますと

5,854万430円の減額で、前年比約13.3%の減となりました。

その内訳は、上水道収益では4,646万9,131円の減額、前年比約12.4%の減、簡易水道収益では1,207万1,299円の減額で、前年比約18.8%の減となりました。これは、人口減少による減収だけでなく、官公署等を除く契約者に6月から8月の3か月間、基本料金を減免したことで、給水収益が減収した結果でございます。

それでは、令和4年度尾鷲市水道事業会計決算書から説明させていただきます。

なお、さきの本会議の提案説明におきまして決算書の説明をいたしましたので、重複する部分は概略を説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出については、収入の第1款水道事業収益の決算額は4億8,966万8,738円で、予算額より426万9,262円の減となりました。

次に、支出の第1款水道事業費用の決算額は5億324万3,543円で、1,806万2,457円の不用額が生じております。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出についてでございますが、収入の第1款資本的収入の決算額は5,682万3,700円で、予算額より509万9,300円の減となりました。

次に、支出の第1款資本的支出の決算額は3億1,197万546円で、不用額が450万6,450円となっております。

また、資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額2億5,514万6,846円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

科目別の詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

営業収益3億8,263万7,841円から営業費用4億3,414万4,872円を差し引いた5,150万7,031円が営業損失で、これに営業外収益6,891万9,739円を加え、営業外費用3,668万2,883円を減額しますと、本年度は1,927万175円の経常損失となりました。

この経常損失から特別損失57万96円を増額した当年度純損失は1,984万271円となり、この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2億5,552万737円を加え、減債積立金の使用に伴い発生するその他未処分利益剰余金変動額7,745万4,967円を合わせた額、3億1,313万5,433円が当年度未処分

利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金は、前年度末残高に前年度処分額5,033万8,912円を加え、当年度末残高は20億8,441万8,459円となっております。

資本剰余金の部では、工事負担金からその他資本剰余金までの資本剰余金合計は前年度末残高と同額で4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は、前年度積立額7,000万円を加えたものから今年度の補填財源として7,745万4,967円を使用したため、当年度末残高は1億3,774万1,448円となり、建設改良積立金は前年度末残高と同額で7,643万5,956円となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億1,313万5,433円で、利益剰余金合計は5億2,731万2,837円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書(案)につきましては、利益の処分について本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億1,313万5,433円のうち、減債積立金として7,000万円を積み立て、減債積立金の取崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分7,745万4,967円を資本金へ組み入れ、残額の1億6,568万466円を翌年度へ繰越ししようとするものでございます。

次に、貸借対照表でございます。

8ページから10ページを御覧ください。

まず、資産の部であります。1の固定資産は、有形固定資産から投資その他の資産までの合計で46億7,984万1,364円であります。

2の流動資産は、現金預金からその他流動資産までの合計で6億1,655万6,661円で、資産合計は52億9,639万8,025円となります。

9ページの負債の部ですが、3の固定負債は、企業債と引当金の合計で20億3,440万7,865円となります。

次に、4の流動負債は、企業債からその他流動負債までの合計2億8,256万9,405円で、次の繰延収益3億2,086万9,071円を合わせた負債合計は26億3,784万6,341円となります。

10ページ、資本の部では、資本金は20億8,441万8,459円、剰余金は資本剰余金と利益剰余金の合計5億7,413万3,225円となり、資本合計は2

6億5,855万1,680円となります。

負債資本の合計は52億9,639万8,025円となり、8ページの資産合計の額と一致しております。

次の11ページ、12ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。そのうち12ページのⅡ貸借対照表等に関する注記、貸倒引当金6万3,180円は、尾鷲市債権の管理に関する条例第12条第1項第7号により令和5年3月31日に水道料金債権7件を放棄し、尾鷲市水道事業会計規程第24条により不納欠損したものでございます。

続きまして、13ページから、決算附属書類、令和4年度尾鷲市水道事業報告書については、19ページ以降の令和4年度尾鷲市水道事業会計収益費用明細書で一部御説明申し上げます。その他の内容につきましては後ほど御覧ください。

次に、18ページの令和4年度尾鷲市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純損失から非現金支出項目と流動資産、流動負債の増減を調整して通常の業務活動の実施に係る資金の状態を間接法で表示しており、業務活動による資金が1億5,397万5,484円増えたことを表しております。

2は、固定資産の取得など将来に向けた運営基盤確立のため投資活動に係る資金の状態を示す投資活動によるキャッシュ・フローであり、固定資産の取得による支出、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入及び工事負担金の受入による収入の項目を表示し、投資活動に資金を4,039万5,057円使ったことを示しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入償還などの資金調達による資金の増減を表しており、資金が1億9,055万7,420円減ったことを示しております。

資金増加額は、1から3までの合計で資金が7,697万6,993円減ったことを示しております。

資金期首残高は、期首の現金預金残高であり、令和3年度決算の現金預金額の6億7,841万6,069円となっており、これから資金減少額を差し引いた資金期末残高6億143万9,076円は、8ページの令和4年度尾鷲市水道事業会計貸借対照表、現金預金の額と一致しております。

19ページを御覧ください。

水道事業収益、営業収益のうち給水収益3億8,040万5,798円は上水道、簡易水道料金で、前年度と比較しますと5,854万430円の減収となり、約13.3%の減となりました。この要因の大半は、新型コロナウイルス感染症の対策として、官公署等を除く契約者には6月から8月の3か月間、基本料金を減免したことの影響でございます。

受託工事収益はございませんでした。

他会計負担金は、公園、墓地等用水等の一般会計負担金でございます。

その他営業収益は、手数料と材料売却収益等で、給水工事申請時の設計審査及び工事検査料等と直結止水栓、メーターボックスの材料売却の収益でございます。

営業外収益では、預金利息が5,352円、他会計補助金は、簡易水道事業の企業債支払利息及び新型コロナウイルス感染症の対策としての基本料金減免分に対する一般会計からの補助金でございます。

次の長期前受金戻入は、固定資産の取得または改良に充てるための補助金等を長期前受金として負債に計上した上で、その補助金等が充てられた資産の減価償却及び除却に合わせて収益化していくもので、1,614万2,860円となっております。

次の資本費繰入収益については、長期前受金戻入同様、固定資産の取得または改良に充てるために起こした簡易水道事業の企業債元金償還に対する一般会計からの補助金でございます。

次ページのその他雑収益は、三重県警察本部及び矢浜保育園へ貸付けをしている用地賃貸料等でございます。

続きまして、支出でございますが、21ページの水道事業費用、営業費用のうち原水及び浄水費ですが、給料から雑費までの8,873万7,708円は、3名分の人件費のほか、主なものは、委託料として電気工作物の保安管理業務、各配水池施設の設備保守点検業務、水質検査業務委託料を支出しました。

手数料は、簡易水道の毎日水質検査が主なものでございます。

修繕費につきましては各施設の維持修繕に係る支出で、動力費については上水道及び簡易水道浄水場施設の電気料でございます。

続きまして、22ページ、配水及び給水費ですが、給料から雑費までの計5,396万1,773円は、3名分の人件費のほか、主なものとしたしましては、委託料は、浄水区域管路診断業務と水道施設管理システム、保守点検情報更新業務委託等で、修繕費につきましては配水管の漏水等修繕費でございます。

動力費は、上水道及び簡易水道配水施設の電気料でございます。

材料費は、公道ボックスなどで修繕に伴う材料費でございます。

受託工事費については支出はございませんでした。

次に、23ページ、業務費につきましては、備用品費から雑費までの計4,590万4,465円のうち、主なものとしては委託料として窓口及び検針収納業務委託料等でございます。

手数料は、水道料金に係る口座振替手数料等でございます。

次に、修繕費でございますが、これは計量法に基づく量水器の交換修繕料等でございます。

続きまして、総係費につきましては、給料から雑費までの計3,767万6,320円のうち、4名分の人件費のほか、主なものを御説明いたします。

委託料は庁舎警備などの業務委託費で、賃借料では会計システム使用料が主なものでございます。

次に、減価償却償却費として2億643万356円、資産減耗費につきましては、固定資産除却費として113万188円を支出しており、その他営業費用として材料売却原価30万4,062円を支出しております。

次の営業外費用の支払利息3,668万2,883円は、備考欄のとおり企業債利息の支出となっております。

次の特別損失、過年度損益修正損57万96円につきましては、漏水等による還付金が主なものでございます。

25ページに移りまして、資本的収入ですが、給水加入金114万円は上水道14件、簡易水道2件の給水設備新設等に係る加入金収入でございます。

次に、負担金のうち、一般会計負担金は266万9,700円で、消火栓設置3基分の負担金でございます。

企業債5,290万円は、尾鷲市内等の配水管布設替事業に対する上水道企業債と須賀利地内等の配水管布設替事業及び賀田第1浄水場の機械設備取替事業等に対する簡易水道企業債の借入金でございます。

続きまして、資本的支出のうち建設改良費では、固定資産購入費として機械装置費で量水器を購入いたしました。

上水道施設整備費では、工事請負費として大曾根地内配水管布設替工事ほか2件の工事費でございます。また、簡易水道施設整備費では、工事請負費として、九鬼地内配水管改良工事のほか6件の工事費でございます。

次の企業債償還金は、企業債元金の償還金でございます。

次ページの26ページから29ページには、有形・無形固定資産明細書、投資明細書及び企業債明細書、最終の30ページには、上水道、簡易水道別の損益計算書を添付してございます。

決算書の説明については以上でございます。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

未収金明細書は、決算書8ページの貸借対照表の2、流動資産の(2)未収金のうち水道料金分1,319万6,325円の明細であり、内訳は、上水道現年度分1,084万722円、過年度分20万5,176円、簡易水道現年度分119万1,074円、過年度分95万9,353円となっております。

なお、表の一番下、決算額合計は米印にあるように、未収金の合計は1,319万6,325円となっており、決算書の未収金額と139万900円の差がありますが、これは、未収金のうち89万900円が消費税還付金、50万円を回収の見込みが低い実績より勘案した破産更生債権として位置づけ、同額を貸借対照表の1、固定資産の投資その他資産の破産更生債権等の貸倒引当金50万円と計上しております。また、未収金につきましては、決算後水道料金1,139万7,922円、消費税還付額89万900円の収納があり、7月31日現在の未収金は179万8,403円となっております。

2ページは、令和5年7月31日現在の年度別水道料金未納者数・未納金額表であります。他の年度に比べ令和4年度の未納者数が多いのは、クレジットカードによる収納が2か月後となることや、停水予告通知書等の滞納整理文書を受領後に納付する者が多い傾向にあるためでございます。

3ページを御覧ください。

所蔵品在庫調書を添付しております。

4ページを御覧ください。

未払金明細書につきましては、決算書9ページ、貸借対照表の負債の部、流動負債のうち未払金2,859万5,076円の明細でございます。

5ページには目別の職員給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

6ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画に令和4年度決算を反映させたものでございます。網

かけをしている部分が今回変更となったところがございます。

米印の当年度純利益と繰越利益剰余金の欄を御覧ください。

令和4年度は当年度純損失が1,984万円となったことにより、令和4年度の繰越利益剰余金が3億1,313万5,000円となりました。

次に、7ページを御覧ください。

同じく令和4年度決算を反映させたものでございます。下から3行目、米印の令和4年度の補填財源不足額がマイナスの4億6,969万8,000円となり、計画最終年度、令和10年度末の運転資金である補填財源不足額はマイナス3億5,437万9,000円となる見込みでございます。

以上で令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての説明でございます。

○南委員長　　ありがとうございます。

水道部からの決算説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員　　すみません、これ、ちょっとよう見やへんかったんですけど、減価償却ってどこで出てきていました。水源地の減価償却とか建物減価償却費を、ごめん、もう一回、教えてください。

○北村水道部次長兼係長　　決算書5ページに、損益計算書のほうを掲載させていただいております。そちらの2、営業費用の(6)減価償却費2億643万356円、これが減価償却費となっております。

以上です。

○中村委員　　すみません、その内訳、概算じゃなくて内訳を教えてくださいませんか。

○北村水道部次長兼係長　　内訳につきましては、申し訳ございません、手元に今ございませんが、積み上げたものが、8ページの貸借対照表上の固定資産のうち、それぞれの有形固定資産の建物以下の減価償却累計額というものが計上させていただいております。

以上です。

○中村委員　　こんながつつりしたのじゃなくて、明細がなければ、その建物以下って言われても、この建物が何なのか、この構造物が何なのかというのがよく分からないんですよ。こういう書き方をさせていただいても……。

それでは、聞き方を変えます。貯水槽とか建物とかの……。建物は、建物とは、

事務所が入っている、水道部が入っているものを指すんですか。

○北村水道部次長兼係長　　そういった、基本的には、まず、浄水場の建物が、まず、主なものとなっております、それ以外の建屋、浄水場そのほかにも三木里でもございますし、曾根にもございますし、各地域にございます浄水場の建物等も含まれております。

詳細につきましては、決算書26ページ、27ページにございまして、そちらが当年度、そちらの1番の有形固定資産明細書というものが、これが詳細の内容となっております。

当年度減少額というのが、当年度減価償却した金額になっておりますので、それぞれ細かい建屋ごとの減価償却費になってまいりますと、固定資産台帳全てを持ってこなければならないという状況になってまいりますので、申し訳ございませんが、こういったこの区分で取りまとめたもので報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○中村委員　　それでは、その、別に今すぐに要りませんので、表を出していただきたいと思えます。

○神保水道部長　　固定資産台帳を水道部のほうへ御覧に来ていただきたいと思えます、そこで。全て出すとすごい量になりますので。

委員長、ごめんなさい……。

○南委員長　　これ、減価償却費、例えば分類して、どんどんどんって出やん。細かい部分ではなしに、もう、それ。

○北村水道部次長兼係長　　実は、紙ベースでは今現在管理をしておらず、電算ベースで管理しております。固定資産台帳全てを打ち出しますと500ページ以上のものになってまいります。そういったものを資料提示ということになりますと、すぐにはちょっと御提示することができませんので、いかがさせていただきたい。

○南委員長　　そうやな。水道部で台帳を見てもらう以外ないな、そうすると。

○中村委員　　分かりました。行って、主立ったものだけ打ち出してもらうことにします。

○南委員長　　じゃ、お願いします。課のほうで対応をお願いいたします。

他に。

○中村委員　　それと、22ページかな、違うわ、23ページの委託料が3,500万出ているんですけども、これ、前も言ったかもしれないんですけども、これ、

毎月検針じゃなくて2か月1回検針にされるとか、この赤字に対する努力、きっと水道代って来年上がるんですよ。

水道代を上げることにに関して全く異論ないんですけれども、ただ、企業としての努力をしていただきたいなと思うんです。

極端な話、新しいシステムで、中部電力の子会社やったかな、電気と同じように、水道ももうその電話線か何かで自動的に計量できるシステムがもうできたんですよ。よそのどこかの市では、もうそれを取り入れていると思うんですけれども。

本当に今後、きっと検針員もどんどん減ってくるんじゃないかと思うんですけれども、努力をしているというところをやっぱり市民に分かるような形で、ここまで努力しました、だから、水道の値上げをお願いしますみたいなことをやっていただきたいなと思います。

○北村水道部次長兼係長　先ほど委員おっしゃった、中部電力さんが開発された水電気料金のスマートメーターと連携した水道料金のスマートメーター化、これが挙げられているかと思うんですけれども、スマートメーター1個自体が約1万円ほどすると、それを8年で交換していかなければならない、そういった、例えば13ミリのメーターですと、2,000円前後で今では替えることができると、それが8年で数百個、ごめんなさい、数千個替えなければならぬってなると、非常に経費自体が大きいと。

それ以外の通信網を使ったスマートメーターについても、水道協会等で試算をさせていただいております。その内容につきましては、私が聞き及んでおる中では、名古屋市レベルではないと黒字にはならないというふうに伺っております。

スケールメリットがないので、今のところ、スマートメーターの導入につきましては二の足を踏んでおるような状況でございます。

以上です。

○中村委員　分かりました。

スマートメーターが人口で入れられないんやったら、検針を1か月から2か月にして、これを半分の経費に抑えとかの努力を今後していただきたいと思えます。

○神保水道部長　その点に関しましても、検討しながら進めていきたいと思えます。今のところは、まだちょっと予定はございませんが、毎月やることによって漏水箇所をかなり発見しているところでございます。その辺も踏まえまして、今後ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○中村委員 漏水問題に関しても、2か月に1回検針しているところに聞いたんですけれども、何ら問題はないということで、1か月検針やろうが、2か月検針やろうが、その漏水箇所というのは分かるし、個人の負担は軽減されますので、そこについての問題点というのを問題視して、この3,500万を半分にまで下げるといふ努力というのとは関係ないと思いますので、努力していただきたいと思っております。

○北村水道部次長兼係長 漏水問題につきましては、メーター内部の宅内漏水を発見することがスマートにいけるというふうに考えておるんです。というのは、空き家がどんどん増えてきておりまして、空き家の中で水漏れがしておると、どうしても分からないような状況がずっと続いております。これ、現実問題ございますし、また、ボールタップ等が壊れておって、水漏れをしておるようなところも発見することができます。

こういったことから、2か月検針にしてしまうことによって漏水期間が長くなってしまふのを防ぎたいというのが、1か月検針の目的でございます。

今回、3,500万円、この委託料として上げさせていただいておるんですけれども、新規業務委託した業者さんとは、システム自体を尾鷲市が持つのではなくって、業者さんのほうにシステムを持っていただく、それによる保守費用等も大分軽減させていただいておりますので、そういった意味合いでは、今までの業務委託形態よりは費用を抑えさせていただいておるような状況でございます。

以上です。

○中村委員 メーター、これ、個人というのか、人間が見て回っているんですよ。ですから、それやったら水道部が直営で見てもらう人を雇って、数字を上げてもらえばいいだけであって、どうしてわざわざ外部委託して、システムまで向こうに持ってもらっていて、結局、最後、これ、手で、紙が来ますよね。みんな回ってくるわけじゃないですか。

そうやから、どういう形態であれ、市民が納得するような形で下げていくという努力をもうぜひしていただきたいと思っております。見える形をお願いします。

○北村水道部次長兼係長 実は、窓口業務委託をする前までは、全て水道業務の検針業務につきましては、尾鷲市が検針員さんに個人委託するという形で、やっておりました。

これにつきましても、検針員自体を尾鷲市で雇い上げてしまいますと、やはり給与問題の部分で、人件費がかさんでしまいます。これは民間委託することによって

人件費が下がるという話では、ちょっと話がずれてくるんですけども、費用面では、この窓口業務委託を導入した当初、直営での検針員を雇うよりはこちらのほうが経費的には安くなると試算をした結果、約20年前からこの状態が続いておるといような形でございます。

以上です。

○中村委員 紀北町は、ここと同じぐらいの水道加入率なんですけれども、検針費用が700万か800万らしいんですよ。

それで、この値段の差というのは何なのかなっていつも思うんですけども、向こうは2か月に1回やということで、それで、それともう一つ、この窓口業務に関して、銀行振込をもうもっともっと進めていったら、結局、税金もそうなんですけれども、手間ってすごい省けますよね。それについての努力というのはどうなっていますか。

○北村水道部次長兼係長 現在、収納別の状況と把握しておるのが、すみません、おのおのの収納形態が……。遅くなって申し訳ございません、現在の口座振替が、約75%の方が銀行口座の振替になっております。クレジットカードが7%、集金、納付書納付という方が大体14%というふうな形で、かなりの数がもう納付書払いというのが減ってきております。

納付書払いが一概になくならないというのはなぜかといいますと、尾鷲市外に本社がある業者さんであるとかというところにつきましては、口座ではなく納付書で払いたいという方、また、あと、転勤後、コンビニ等で収納したいとか、単身赴任ですのでコンビニ収納がいいんですという方が、やっぱり一定数ございますので、また、御高齢の方につきましては、どんどん口座振替に切り替えていただいておりますというのが、この今の収納方法の変更状況でございます。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

○仲委員 資料の1ページなんですけど、未収金の明細書の下に、滞納整理結果表とあるんですけど、実は、数字的にはびっくりしておるんですけど、給水停止予告が200件あるんですね。それで、給水停止実施予告が170件、給水停止執行が35あるということは、これ、量水器を取るという意味ですね。

過去には、僕は記憶ないんですけど、給水停止執行、4年度は特に多かったというよりも、ここ数年はこのような状態でしょうか。

○北村水道部次長兼係長 給水停止につきましては、止水栓のところにキャップ

を打って、鍵をかけるというような形で止水しておるんですけれども、年々、増減につきましてはあまり変わっていないのが、この状況でございます。

ある一定数のやはり、こういう言い方をすると申し訳ないんですけれども、お支払いが滞る方々、こういった方々がやっぱり一定数ございますので、その方々につきまして、停水しますよというまで払わなくていいんでしょうという論法の方もいらっしゃるし、停水されて初めてやっとお支払いいただけるという方が一定数ございますので、申し訳ないですが、こういう数字が上がっておる状況でございます。

以上です。

○南委員長 間もなく正午の時報でございますので、中断します。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 続行いたします。

○仲委員 遠い、随分前は、極端な話、つらい話ですけど、量水器を取って停止しました。これはなかなかできないことなんですけど、ほいで、言うたキャップを打つという中で、やっぱり水道部としてはやむにやめずやっておるという中で、これは努力を僕は買っています。

そういう中で、今、中村委員さんから2か月検針の提案があったんですけど、過去にもこういう提案があって、協議した中で、今現在、1か月ごとに検針して水道料金を納めてもらっておると。それが2か月になるといって、今の料金が倍になると。言うたら3,500円だったのが7,000円になると。それが、言うたら、支払いに滞って未収金につながるというような考え方があって、これ、2か月検針、進まなんだですね。

そこら辺のところは、今現状でどういうふうに考えていますか。

○北村水道部次長兼係長 仲委員さんおっしゃるように、やはり2か月ってなるとやはりためてしまうということでお支払いしづらいという方も、当然、一定数ございますので、そういう意味合いも考えてやはり1か月健診が妥当であるのかなというふうには考えております。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、水道部の決算審査を終わります。ありがとうございました。

正午を回ったんですけれども、そのまま採決に行ってもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　じゃ、ここで10分間休憩します。

（休憩　午後　0時01分）

（再開　午後　0時10分）

○南委員長　　それでは、会議を続行いたします。

当委員会に付託されました条例改正が3本、補正予算関係が4本、決算認定が5本ですか、これの採決を行いたいと思います。

まず初めに、議案第39号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、可決すべきとする者の、委員の挙手を求めます。

（挙　手　全　員）

○南委員長　　挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第40号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

（挙　手　全　員）

○南委員長　　挙手全員。挙手全員であります。

続きまして、議案第41号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

（挙　手　全　員）

○南委員長　　挙手全員。挙手全員であります。

次に、補正予算関係に移ります。

議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について、可決すべきとする者の、委員の挙手を求めます。

（挙　手　多　数）

○南委員長　　挙手多数。挙手多数であります。

次に、議案第43号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第44号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第45号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、決算のほうに入らせていただきます。

議案第46号、令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする者の、委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第47号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第48号、令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第49号、令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について、認定すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

それでは、最後に、議案第50号、令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、可決及び認定すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。全員でございます。

当委員会に付託されました全議案、全て委員会可決すべきものと決定いたしました。ありがとうございます。

それと、委員長報告については一任でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、委員長報告については、委員長一任ということでさせていただきます。

長時間にわたり、行政常任委員会、協力していただきまして、ありがとうございます。

なお、予定のしておりました日程につきましては全て休会になりますので、27日の本会議で、午前10時より本会議を行いますので、よろしくお願いいたします。

これにて常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 0時16分 閉会)